

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

【政令指定都市・県庁所在市】

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲	
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量		
札幌市	令和4年モデル以上	事後公表	250万円超(低入札価格調査制度に該当するものを除く)	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.70 土木系以外 [直接工事費-(直接工事費×0.1)]×0.97 共通仮設費×0.90 [現場管理費+(直接工事費×0.1)]×0.90 一般管理費×0.70	7.5/10～9.2/10	事後公表	5億円以上(プラント工事においては2億円以上)及び総合評価適用工事	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.70 土木系以外 [直接工事費-(直接工事費×0.1)]×0.97 共通仮設費×0.90 [現場管理費+(直接工事費×0.1)]×0.90 一般管理費×0.70	7.5/10～9.2/10	一般工事 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.70 上記のいずれかを下回った場合失格 ※総合評価適用工事、プラント工事、WTO対象工事は別基準を設定)	事後公表	あり	あり	あり	契約金額の10%を超えない範囲 ただし、変更金額が1億2千万円を超える場合を除く	
青森市	平成31年モデル以上	事前・事後併用	130万円以上1,500万円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	8/10～	非公表	1,500万円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	8/10～	直接工事費×0.90 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.43 上記のいずれかを下回った場合失格	非公表	あり	あり	なし	変更により増減する金額が変更前の金額の1/10に相当する額を超えないもの	
盛岡市	令和4年モデル	事後公表	130万円以上(総合評価方式を除く)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	事後公表	総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	・調査基準価格×0.95を下回った場合失格 ・下記のいずれかを下回った場合失格 直接工事費×0.90 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.50	事後公表	なし	あり	なし	契約金額の900万円以内の変更	
仙台市	(最低制限価格)平成31年モデル以上	事前・事後併用	500万円以上1,000万円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55の合計額	7.5/10～9.2/10	事後公表	予定価格5億円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55の合計額	7.5/10～9.2/10	直接工事費×0.90 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.85 一般管理費×0.50 上記のいずれかを下回った場合、WTO対象外工事は失格とし、WTO対象工事は特別重点調査を実施。	事後公表	あり	あり	なし	変更後の契約金額と議決契約の契約金額との差額が次に定める金額を超えないもの イ 議決契約の契約金額が10億円以下の場合 5千万円 ロ 議決契約の契約金額が10億円を超える場合 議決契約の契約金額の5/100に相当する金額と1億円とのいずれか低い金額	
	1,000万円以上5億円未満		直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.65 ⇒上記の合計額(総額判断基準)を下回り、かつ下記のいずれかを下回った場合失格 直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.60													
	(低入札調査)平成31年モデル ※予定価格5億円以上															

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
秋田市	(最低制限価格) 独自基準 (平成31年モデルと同等または上回る水準)	事前公表	5,000万円未満	予定価格×87%～91% (0.5%刻み)	-	事後公表	5,000万円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.85 一般管理費×0.65	7/10～9/10	設計上の純工事費(純工事費が工事価格の10分の8を超える場合は工事価格の10分の8)を下回る価格であつて、次のいずれかに該当する場合 ①入札価格が、調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格×0.95を下回っていること ②入札価格における純工事費が設計上の純工事費×0.8を下回っていること	事後公表	なし	あり	なし	1,500万円以内の増額又は減額で変更契約を締結すること
	(低入札調査) 平成31年モデルと同等水準														
山形市	(最低制限価格) 算定式 非公表	事前公表	130万円以上 (総合評価方式を除く)	予定価格の85%～94%	-	事後公表	総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.95 一般管理費×0.65	7.5/10～9.5/10	直接工事費×0.75 共通仮設費×0.75 現場管理費×0.75 一般管理費×0.50 上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	なし	あり	なし	なし
	(低入札調査) 平成31年モデル以上														
福島市	算定式 非公表	事後公表	130万円以上5,000万円未満 (総合評価方式を除く)	非公表	7.5/10～9.2/10	非公表	5,000万円以上及び総合評価方式	非公表	7.5/10～9.2/10	直接工事費×0.92 共通仮設費×0.85 現場管理費×0.85 一般管理費×0.63 上記のいずれかを下回った場合失格	非公表	あり	あり	なし	なし
水戸市	平成31年モデル	事前公表	130万円以上5,000万円未満 (総合評価方式を除く)	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.55 ※それぞれ合計額にランダム係数(0.9950～1.0050)を乗じて算出	7.5/10～9.2/10	事後公表	5,000万円以上または総合評価方式	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10～9.2/10	土木 直接工事費×0.90 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.30 建築 直接工事費×0.90×0.90 共通仮設費×0.80 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.80 一般管理費×0.30 上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	なし

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
宇都宮市	令和4年モデル	事後公表	130万円超 (総合評価方式を除く)	$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$ ただし、当分の間、直接工事費及び共通仮設費に「 $\times 1.00$ 」	7.5/10～9.2/10	事後公表	総合評価方式	$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$ ただし、当分の間、直接工事費及び共通仮設費に「 $\times 1.00$ 」	7.5/10～9.2/10	【項目別基準】 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.75 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.70 \\ & \text{現場管理費} \times 0.70 \\ & \text{一般管理費} \times 0.30 \end{aligned}$ 上記のいずれかを下回った場合失格  【総額基準】 (A) $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 1.00 \\ & \text{共通仮設費} \times 1.00 \\ & \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$ (B) $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$ (A)の合計から入札価格の3%を引いた額、または(B)の合計のいずれか低い額を下回った場合失格	事後公表	なし	あり	なし	契約金額の5パーセント以内に相当する金額に係る契約の変更をすること
前橋市	平成31年モデル	事前公表	1億円未満 (「随意契約による工事」「その他市長が特に認める工事」は最低制限価格を設定しない)	土木 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費相当額} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費相当額} \times 0.68 \end{aligned}$ 建築 土木の算定式をもとに、直接工事費から現場管理費相当額を減じ、現場管理費には現場管理費相当額を加える。 なお、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、次の式による。 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 0.1) \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.68 \end{aligned}$ ※これらの合計額(算定基準額)にランダム係数(入札締切後に0.995～1.005の範囲で無作為に決定した乱数)を乗じて算出。	7.5/10～9.2/10	事後公表	1億円以上 (「随意契約による工事」「その他市長が特に認める工事」は調査基準価格を設定しない)  土木 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費相当額} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費相当額} \times 0.68 \end{aligned}$ 建築 土木の算定式をもとに、直接工事費から現場管理費相当額を減じ、現場管理費には現場管理費相当額を加える。 なお、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、次の式による。 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 0.1) \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.68 \end{aligned}$ ※これらの合計額(算定基準額)にランダム係数(入札締切後に0.995～1.005の範囲で無作為に決定した乱数)を乗じて算出。	7.5/10～9.2/10	土木 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.90 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費相当額} \times 0.90 \end{aligned}$ 建築 土木の算定式をもとに、直接工事費から現場管理費相当額を減じ、現場管理費には現場管理費相当額を加える。 なお、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、次の式による。 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.90 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 0.1) \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.68 \end{aligned}$ 上記の合計額を下回った場合失格  ※これらの合計額(算定基準額)にランダム係数(入札締切後に0.995～1.005の範囲で無作為に決定した乱数)を乗じて算出。	事後公表	あり	あり	なし	なし	
さいたま市	平成31年モデル	事前・事後併用	250万円を超える工事 (低入札価格調査を適用する工事を除く)	$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$	7.5/10～9.2/10	事後公表	3億円以上の工事、総合評価方式を適用する工事	$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.97 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$	7.5/10～9.2/10	【総額基準】 $\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.95 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.85 \\ & \text{現場管理費} \times 0.90 \\ & \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$ 上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	あり	なし

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
千葉市	令和4年モデル	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件以外	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	【項目別基準】 直接工事費×0.75 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 上記のいずれかを下回った場合失格  【総額基準】 直接工事費×0.75 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	なし	あり	なし	なし
横浜市	令和4年モデル以上	事前・事後併用 予定価格1億円以上は事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件以外	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55  ※これら合計額(算定基準額)にランダム係数(1.000～1.005)を乗じて算出。 ※「算定基準額」から「算定基準額にランダム係数の最大値(1.005)を乗じた額」の範囲内に入札があった時は、その範囲内で最も高い入札額を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるようランダム係数を設定する。	7.5/10～9.5/10	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10～9.5/10	【特別簡易型】 (直接工事費×0.96+共通仮設費×0.86) (現場管理費×0.86+一般管理費×0.52) 上記のいずれかを下回った場合失格  【WTO、標準型、簡易型】 (直接工事費×0.91+共通仮設費×0.81) (現場管理費×0.81+一般管理費×0.50) 上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	なし
川崎市	令和4年モデル以上	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件以外	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	8/10～9.5/10	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55  調査基準価格を下回る金額で入札し、落札候補者になった場合は、従前と同様に低入札価格調査が実施される。 なお、総合評価落札方式においては、ダンピング対策として、平成31年4月に、総合評価点の算出方法が見直され、入札価格が調査基準価格未満の場合には、入札価格を調査基準価格に置き換えて総合評価点を算出する方法が導入された(調査基準価格を下回る金額で入札しても、総合評価点に加点されなくなった)。	8/10～9.5/10	直接工事費×0.90 共通仮設費×0.81 現場管理費×0.81 一般管理費×0.49 上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	議決契約金額の1割以内の変更契約(契約変更額は、6000万円未満とする。)及び天候その他やむを得ない事由による完成期限の変更契約を締結すること。

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
相模原市	令和4年モデル	事前・事後併用	250万円超5,000万円未満(建築・設備は1億円未満、総合評価方式を除く)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.95 一般管理費×0.68	7.5/10～9.5/10	事後公表	5,000万円以上(建築・設備は1億円以上)及び総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.95 一般管理費×0.68	7.5/10～9.5/10	【予定価格以下の入札が5社以上】 予定価格以下で調査基準価格の98%以上(*1)の範囲の低い額から5割の業者の平均額×0.98 ※調査基準価格の98%未満の入札が調査基準価格以下の入札の5割以上。かつ、調査基準価格以下の入札が予定価格以下の入札の5割以上になる場合、*1の98%は95%と読み替える。また、対象がない場合も同様とする。 【上記以外】 調査基準価格×0.98(*2) ※調査基準価格以下の入札が2者以上の場合、*2は0.95と読み替える。 ※WTO対象案件を除く	事後公表	あり	あり	あり	議決契約金額の1割以内の変更契約(契約変更額が、3000万円未満のものに限る。)を締結すること。
甲府市	(最低制限価格)算定式非公表 ※設計金額1千万円未満	事前・事後併用	1,000万円未満	非公表	7/10～9/10	非公表	1,000万円以上	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	なし	非公表	なし	あり	なし	なし
	建築 直接工事費×0.90×9.7 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.68														
新潟市	(最低制限価格)算定式非公表	事後公表	競争入札(250万円以上)で総合評価方式及びWTO対象案件以外	非公表	7.5/10～9.3/10(案件により上限超過あり)	事後公表	WTO対象案件・総合評価方式及び市長が指定する工事	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.3/10	直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.40	事後公表	あり	あり	なし	変更により増額し、又は減額する契約金額が当該変更前の契約の契約金額の10/100以内のもの
	(低入札調査)令和4年モデル以上														
長野市	算定式非公表	事後公表	基本的に最低制限価格を適用	非公表	8.95/10～9.45/10	事後公表	WTO対象、総合評価落札方式及び特殊な建設工事	非公表	8.95/10～9.45/10	非公表	事後公表	あり	あり	あり	1件5%以内の契約金額の変更を締結する件。ただし、1件の金額が1,000万円以下の場合に限る
岐阜市	平成31年モデル以上	事前・事後併用	130万円以上5,000万円未満(総合評価方式によるものを除く)	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55×1.1 建築 直接工事費×0.9×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.55×1.1	7.5/10～9.2/10	事後公表	5,000万円以上(5,000万円未満でも総合評価方式によるものを含む)	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55×1.1 建築 直接工事費×0.9×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.55×1.1	7.5/10～9.2/10	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.20 建築 直接工事費×0.9×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90×α ※当面の間α=0.8 一般管理費×0.20 上記の合計額を下回った場合失格 ※予定価格1億円以上の総合評価方式(標準型)は対象外	事後公表	あり	あり	なし	なし

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
静岡市	令和4年モデル	事前・事後併用	1.5億円未満及び総合評価方式以外	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	事後公表	1.5億円以上及び総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	直接工事費×0.75 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	あり	契約を最初に締結したときの契約金額の10/100に相当する金額(その額が500万円を超えるときは、500万円とする。)の範囲内において変更契約を締結すること
浜松市	令和4年モデル	事後公表	250万円超5,000万円未満(総合評価方式及びWTO対象工事を除く)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	事後公表	5,000万円以上及び総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	調査基準価格×0.90を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	あり	なし
名古屋市	令和4年モデル	事前公表	一般競争入札及び指名競争入札(総合評価方式及びWTO対象案件を除く)	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.68 これら合計額もしくは平均±標準偏差の範囲内の入札価格のいずれか低い金額	7.5/10～9.2/10	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.68 これら合計額もしくは平均±標準偏差の範囲内の入札価格のいずれか低い金額	7.5/10～9.2/10	調査基準価格×0.98を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	請負契約について、契約金額を変更すること。ただし、変更金額が議決契約金額の1割又は1億円を超える場合を除く
津市	平成29年モデル以上	事前公表(一部事後公表を試行)	総合評価方式以外	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.55	8/10～9/10	事後公表	総合評価方式	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.55	8/10～9/10	調査基準価格×0.9を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	あり	議決された契約金額の5%以内の額に係る変更契約を締結すること(当該額が3,000万円を超える場合を除く。)
富山市	(最低制限価格)非採用 (低入札調査)令和4年モデル	事前公表	採用していない	—	—	—	130万円超	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	直接工事費×0.85 共通仮設費×0.85 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	なし

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
金沢市	令和4年モデル	事前公表	130万円超(総合評価方式を除く)	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	事後公表	総合評価方式	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	土木 直接工事費×0.90 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.30 建築 直接工事費×0.90×0.90 共通仮設費×0.80 (現場管理費+直接工事費×0.10)×0.80 一般管理費×0.30 上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	なし
福井市	独自基準(平成31年モデルと同等または上回る水準)	事後公表	130万円超(総合評価方式を除く)	設計額に設定範囲内のランダム係数(コンピュータによるランダム設定)を乗じて算出	建築一式以外 89%～91% 建築一式 90%～92%	事後公表	総合評価方式	設計額に設定範囲内のランダム係数(コンピュータによるランダム設定)を乗じて算出	建築一式以外 89%～91% 建築一式 90%～92%	調査基準価格×0.90	事後公表	あり	あり	なし	契約を締結した後設計変更等により500万円の範囲内で契約金額を変更すること
大津市	令和4年モデル	事後公表	すべての工事(総合評価競争入札方式を除く)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	事後公表	総合評価競争入札方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	直接工事費×0.90 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.30 上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	なし	あり	なし	なし
京都市	令和4年モデル以上	事前・事後併用	総合評価方式及びWTO対象案件以外	営繕工事以外 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 営繕工事 (直接工事費-直接工事費×0.1)×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.68 ※これら合計額にランダム係数(1.00～1.01で無作為抽出)を乗じて算出	7.5/10～9.4/10	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件	営繕工事以外 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 営繕工事 (直接工事費-直接工事費×0.1)×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.68 ※これら合計額にランダム係数(1.00～1.01で無作為抽出)を乗じて算出(総合評価方式を除く)	7.5/10～9.4/10	低入札調査基準価格×0.98を下回った場合失格	事後公表	なし	あり	あり (「受注機会促進型」として、試行的に年1件程度発注)	なし
大阪市	令和4年モデル	事後公表	6億円以下	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68(R4.6.1～) ※これら合計額に99.5%から100.5%の範囲内で、0.01%きざみで機械が無作為に選んだ係数を乗じて算出	7.5/10～9.2/10	事後公表	6億円超	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68(R4.6.1～) ※これら合計額に99.5%から100.5%の範囲内で0.1%きざみで機械が無作為に選んだ係数を乗じて算出	7.5/10～9.2/10	6億円超の工事において、総合評価落札方式が適用された場合 直接工事費×0.90 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.30	事後公表	なし	なし	なし	既決契約の一部変更(契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。)については、この限りではない

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
堺市	令和4年モデル以上	事前・事後併用	250万円超1億1,000万円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.4/10	事後公表	1億1,000万円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.4/10	【総額基準】 直接工事費×0.87 共通仮設費×0.75 現場管理費×0.75 一般管理費×0.68  上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	なし
神戸市	平成31年モデル以上	事前・事後併用 <small>予定価格5,000万円以上は事後公表(一部の工種の水道工事及び開札当日に再入札を行うものを除く。)</small>	5億円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	2/3以上	事後公表	・5億円以上 ・総合評価落札方式によるもの	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	2/3以上	直接工事費×0.90 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55  上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	なし	あり	なし	なし
奈良市	独自基準	事前公表	5,000万円未満 (総合評価方式を除く)	【モデル型算出価格】(a) 直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.60 一般管理費×0.30  (a)×0.97～0.99 1,000円未満切り捨て  【変動型算出価格】(b) 算定対象の入札価格の合計/算定対象の入札者数×0.95  算定対象=平均値±標準偏差  (a)と(b)のいずれか低い方	7/10～9/10	事後公表	5,000万円以上及び総合評価方式	【モデル型調査基準価格】(a) 直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.60 一般管理費×0.30  【変動型調査基準価格】(b) 算定対象の入札価格の合計/算定対象の入札者数×0.95  算定対象=平均値±標準偏差  (a)と(b)のいずれか低い方	7/10～9/10	なし	事後公表	なし	あり	なし	なし
和歌山市	令和4年モデル	事前公表	1億円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68  A:上記算出額にランダム係数(1.00～1.02)を乗じて算出した金額 B:ランダム変動範囲内で最低制限価格変動上限額に最も近い入札金額  A、Bのいずれか低い方の金額	7.5/10～9.2/10	事前公表	1億円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68  A:上記算出額にランダム係数(1.00～1.02)を乗じて算出した金額 B:ランダム変動範囲内で最低制限価格変動上限額に最も近い入札金額  A、Bのいずれか低い方の金額	7.5/10～9.2/10	直接工事費×0.92 共通仮設費×0.85 現場管理費×0.85 一般管理費×0.68  A:上記算出額にランダム係数(1.00～1.02)を乗じて算出した金額 B:ランダム変動範囲内で失格価格変動上限額に最も近い入札金額  A、Bのいずれか低い方の金額	事前公表	あり	あり	なし	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負の契約について、変更契約(議決を経た契約の趣旨に反しない範囲のもの)に限り、増額し、又は減額する額が当該契約の請負代金額の10分の1に相当する額(その額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。)を超えるものを除く。)を締結すること。



政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
鳥取市	(最低制限価格)平成31年モデル以上	事後公表	130万円以上1億円未満(建築は2億円未満)	1,600万円未満 7/10～9/10の範囲で適宜設定	7.5/10～9.2/10	事後公表	1億円以上(建築は2億円以上)及び総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10～9.2/10	調査基準価格×0.99	事後公表	なし	あり	あり	なし
	(低入札調査)平成31年モデル			1,600万円以上 直接工事費×1.00 共通仮設費×1.00 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55											
松江市	平成31年モデルと同等水準	事後公表	1億円未満の総合評価方式で発注しない工事	土木 直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.70  建築 (直接工事費－直接工事費×0.1)×1.00 共通仮設費×0.90 (現場管理費＋直接工事費×0.1)×0.80 一般管理費×0.70	8/10以上	事後公表	総合評価方式で発注する工事及び1億円以上	土木 直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.70  建築 (直接工事費－直接工事費×0.1)×1.00 共通仮設費×0.90 (現場管理費＋直接工事費×0.1)×0.80 一般管理費×0.70	8/10以上	○総合評価方式を含む請負対象額が1億円以上  土木 直接経費×0.85 (直接工事費と共通仮設費積上げ分の合計) 共通仮設費定率分×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費等×0.30  建築 直接経費×0.85 (直接工事費と共通仮設費積上げ分の合計) 共通仮設費定率分×0.70 (現場管理費＋直接経費×0.1)×0.70 一般管理費等×0.30  上記のいずれかを下回った場合失格  ○総合評価方式で発注する1億円未満の工事  数値的失格基準のいずれかを下回るか、調査基準価格の97%未満であった場合失格	事後公表	なし	あり	なし	契約金額の増額又は減額が当該請負契約金額の1/10を超えずかつ1,000万円以下である変更契約を締結すること
岡山市	令和4年モデル	事後公表	1億円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68  これらの合計額に下記を乗じて得た額 ・許容価格1億円未満 $1 + (0.0012 \times X + 0.00012 \times Y) \times Z$  X、Y、Zは入札時にシステムから発生させた数値	7.5/10～9.2/10	事後公表	1億円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10～9.2/10	直接工事費×0.92 共通仮設費×0.85 現場管理費×0.85 一般管理費×0.63  上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり(WTO以外)	あり	なし	次に掲げる変更契約を締結すること ア 設計変更の程度が著しい変更又は重要な部分の変更でない場合で、かつ、変更金額が2,000万円以内の契約金額の変更契約 イ 工事の目的達成上著しい変更又は支障が生じない場合における完工期日の変更契約

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調ベ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
広島市	平成31年モデル	事後公表	2億円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 ※これらの合計額にシステム上発生させる偶発値を乗じた額	7.5/10～9.2/10	事後公表	2億円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 ※これらの合計額にシステム上発生させる偶発値を乗じた額	7.5/10～9.2/10	【設計金額2億円以上3億円未満】 直接工事費×(0.97-0.097(設計金額-200,000,000)/100,000,000) 共通仮設費等×(0.90-0.09(設計金額-200,000,000)/100,000,000) 現場管理費等×(0.90-0.09(設計金額-200,000,000)/100,000,000) 一般管理費等×(0.55-0.055(設計金額-200,000,000)/100,000,000)  【設計金額3億円以上】 直接工事費×0.873 共通仮設費等×0.810 現場管理費等×0.810 一般管理費等×0.495  上記の合計額を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	次の各号の一に該当する場合において、変更契約を締結すること ア 工事の一部の設計変更で、その程度が著しい変更又は重要部分の変更でない場合において、請負代金額の変更のないとき又は請負代金額の増額若しくは減額が5,000万円を超えず、かつ、当該請負代金額の10分の1を超えないとき イ 当該工事費の予算繰越に伴い工事期間を延長するとき ウ 市長において、工事目的の達成上著しい支障がないと認めるものについて、2箇月をこえない範囲内において、工事期間を変更するとき
山口市	平成31年モデルと同等水準	事後公表	5,000万円未満(建築工事は1億円未満)	土木系工事 直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.70  営繕系工事(建築含む) (直接工事費-現場管理費相当額)×1.00 共通仮設費×0.90 (現場管理費+現場管理費相当額)×0.80 一般管理費×0.70  現場管理費相当額 ・営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事(直接工事費×20%) ・それ以外の工事(直接工事費×10%)	-	事後公表	5,000万円以上(建築工事は1億円以上)	土木系工事 直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.70  営繕系工事(建築含む) (直接工事費-現場管理費相当額)×1.00 共通仮設費×0.90 (現場管理費+現場管理費相当額)×0.80 一般管理費×0.70  現場管理費相当額 ・営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事(直接工事費×20%) ・それ以外の工事(直接工事費×10%)	-	調査基準価格×0.98を乗じた額を下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	契約の金額を1件750万円以下の範囲内で変更すること
高松市	令和4年モデル以上	事前・事後併用 予定価格3,000万円超は事前公表	総合評価方式以外	営繕工事以外 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68  営繕工事 (直接工事費-直接工事費×0.1)×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.68	7/10以上	事後公表	総合評価方式	営繕工事以外 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68  営繕工事 (直接工事費-直接工事費×0.1)×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.68	7/10以上	営繕工事以外 直接工事費×0.94 共通仮設費×0.89 現場管理費×0.89 一般管理費×0.55  営繕工事 (直接工事費-直接工事費×0.1)×0.94 共通仮設費×0.89 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.89 一般管理費×0.55	事後公表	あり	あり	あり	契約金額の10分の1の額(その額が2,000万円を超えるときは2,000万円)以内の金額に係る変更契約を締結すること

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
徳島市	(最低制限価格) 独自基準 (令和4年モデルと同等または上回る水準)	事前公表	130万円超5,000万円未満	土木 (平均入札額+予定価格×2) /3×93% ※平均入札額は88%が下限	-	事後公表	5,000万円以上	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10~9.2/10	直接工事費×0.75 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	あり	議決契約金額の10パーセント以内の金額(その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とする。)に係る変更契約を締結すること
	建築 (平均入札額+予定価格×2) /3×94% ※平均入札額は89%が下限			建築 直接工事費×0.90×0.97 共通仮設費×0.90 (直接工事費×0.10+現場管理費)×0.90 一般管理費×0.68				土木 (平均入札額+予定価格×2)÷3×0.93 建築 (平均入札額+予定価格×2)÷3×0.94 上記の金額を下回った場合失格							
徳島市	(低入札調査) 令和4年モデル														
松山市	平成31年モデル以上	事前公表	5,000万円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 その他費用×0.907 ※(試行)上記合計額にランダム係数(1.00001~1.001)を乗じて算出	7.5/10以上	事後公表	5,000万円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 その他費用×0.907	7.5/10以上	直接工事費×0.90 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.30 その他費用×0.81 上記のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	なし	なし
高知市	令和4年モデル以上	事前・事後併用	総合評価方式以外	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 建築 (直接工事費-直接工事費×0.1)×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.68	8/10~9.5/10	事後公表	総合評価方式	土木 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68 建築 (直接工事費-直接工事費×0.1)×0.97 共通仮設費×0.90 (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.90 一般管理費×0.68	8/10~9.5/10	直接工事費×0.90未満 共通仮設費×0.80未満 現場管理費×0.80未満 一般管理費×0.30未満 機器費×0.81未満	事後公表	なし	あり	なし	1件につき契約価格の10パーセントに相当する額(その額が2,000万円以下のものに限る。)以下の変更
福岡市	平成31年モデル	事前公表	250万円以上 (WTO対象案件を除く)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7/10~9/10	事前公表	総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 (但しこの額が失格基準価格と同額になる場合には、直接工事費×0.98 他は同じ)	7.5/10~9.2/10	なし	事後公表	あり	あり	あり	なし

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手付工事量	
北九州市	平成31年モデル以上	事前公表	総合評価方式以外	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55  上記合計×1.0001~1.005(無作為抽出係数)	7.5/10以上	事後公表	総合評価方式(基本1億円以上の工事を選定)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55  上記合計×1.0001~1.005(無作為抽出係数) 但し、総合評価落札方式の場合はランダム係数を採用しない	7.5/10以上	なし	事後公表	あり	あり	あり	なし
佐賀市	独自基準(平成31年モデルと同等または上回る水準)	事前・事後併用	総合評価方式以外	予定価格×0.92	—	事後公表	総合評価方式	予定価格×0.92	失格基準価格~9.2/10	調査基準価格×0.95を下回った場合失格	事後公表	なし	なし	なし	なし
長崎市	(最低制限価格)独自基準(平成31年モデルと同等または上回る水準)	事前公表	すべての工事	電子調達システムにより、ランダム係数を用いて最低制限価格を設定	91%~93%	事後公表	採用していない	—	—	—	—	なし	あり	なし	契約金額の10分の1の額(その額が、2,000万円を超えるときは、2,000万円)以内の金額に係る変更契約の締結
	(低入札調査)非採用														
熊本市	(最低制限価格)令和4年モデル	事前公表	WTO対象案件以外	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10~9.2/10	事後公表	WTO対象案件	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10~9.2/10	直接工事費×0.75 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30	事後公表	なし	あり	なし	契約金額の1割以内の金額に係る変更契約を締結すること
	(低入札調査)平成31年モデル														
大分市	令和4年モデル	事前公表	130万円超(総合評価方式を除く)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10~9.2/10	事後公表	総合評価方式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.68	7.5/10~9.2/10	直接工事費×0.87+その他経費(共通仮設費(共通仮設費率計上分に限る。)、現場管理費及び一般管理費等の合計額という。)×0.70	事後公表	なし	あり	なし	変更事項が次の各号に該当するときに限り、当該契約の議決を要しないものとする。 (1) 契約の変更により増減する金額が変更前の契約の金額の10分の1に相当する額をこえないとき。 (2) 変更により延長する工期又は納期が1月をこえないとき。
宮崎市	(最低制限価格)算定式非公表	事前公表	130万円超	非公表	8.5/10~9/10	事後公表	採用していない	—	—	—	—	あり	あり	なし	1,500万円以内の額の増額又は減額変更契約をすること
	(低入札調査)非採用														

政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和4年7月現在／全建調べ)

団体名	中央公契連モデルへの対応	予定価格の公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目			議決契約の増額変更にて首長が専決できる範囲
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	失格基準	公表時期	本店所在地等	地域貢献度	手持工事量	
鹿児島市	平成31年モデル以上	事前・事後併用	WTO対象案件及び総合評価方式以外	$\text{直接工事費} \times 0.97$ $\text{共通仮設費} \times 0.90$ $\text{現場管理費} \times 0.90$ $\text{一般管理費} \times 0.75$ 上記合計÷工事価額×予定価格	8/10～9.2/10	事後公表	WTO対象案件及び総合評価方式	$\text{直接工事費} \times 0.97$ $\text{共通仮設費} \times 0.90$ $\text{現場管理費} \times 0.90$ $\text{一般管理費} \times 0.75$ 上記合計÷工事価格×予定価格	8/10～9.2/10	(直接工事費×0.9+共通仮設費×0.8+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)÷工事価格×予定価格	事後公表	あり	あり	あり	契約金額の10分の1に相当する金額(その金額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)の範囲内において変更契約を締結すること
那覇市	平成31年モデルと同等水準	事前公表	130万円超(総合評価方式を除く)	$\text{直接工事費} \times 1.00$ $\text{共通仮設費} \times 0.90$ $\text{現場管理費} \times 0.80$ $\text{一般管理費} \times 0.70$	7/10以上	事後公表	総合評価方式	$\text{直接工事費} \times 1.00$ $\text{共通仮設費} \times 0.90$ $\text{現場管理費} \times 0.80$ $\text{一般管理費} \times 0.70$ ※合計額に0.995～1.005の範囲内のランダム係数を乗じることができる。	7/10以上	$\text{直接工事費} \times 0.90$ $\text{共通仮設費} \times 0.80$ $\text{現場管理費} \times 0.80$ $\text{一般管理費} \times 0.30$	事後公表	あり	あり	なし	契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更

(中央公契連モデルの変遷)

平成20年中央公契連モデル(平成20年6月30日改正)	$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3$	設定範囲2/3～8.5/10
平成21年中央公契連モデル(平成21年4月10日改正)	$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3$	設定範囲2.0/10～9.0/10
平成23年中央公契連モデル(平成23年4月7日改正)	$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$	設定範囲7.0/10～9.0/10
平成25年中央公契連モデル(平成25年5月16日改正)	$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$	設定範囲7.0/10～9.0/10
平成28年中央公契連モデル(平成28年3月18日改正)	$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$	設定範囲7.0/10～9.0/10
平成29年中央公契連モデル(平成29年3月14日改正)	$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$	設定範囲7.0/10～9.0/10
平成31年中央公契連モデル(平成31年3月28日改正) (最新モデル)	$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$	設定範囲7.5/10～9.2/10
令和4年中央公契連モデル(令和4年3月4日改正)	$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$	設定範囲7.5/10～9.2/10